

ID: 20

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	聖籠町行政財産使用料徴収条例 第6条		
例規番号	平成10年 条例第6号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第六条 町長は、詐欺その他不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日